

北海道告示第 11532 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

令和 5 年 11 月 22 日

北海道知事 鈴木 直道

## 1 資格及び調達をする役務等の種類

令和 5 年度に道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務等の種類は、(3)に定めるものとする。

### (1) 契約

令和 5 年 11 月 22 日に一般競争入札の公告を行う若年世代を対象としたゼロカーボン北海道普及啓発事業委託業務契約

### (2) 資格

若年世代を対象としたゼロカーボン北海道普及啓発事業委託業務の資格（以下「資格」という。）

### (3) 役務等の種類

若年世代を対象としたゼロカーボン北海道普及啓発事業委託業務

## 2 資格要件

次のいずれにも該当すること。

(1) 法人若しくは法人以外の団体（以下、「法人等」という。）又は複数の法人等で構成する連合体（以下、「コンソーシアム」という）であること。

(2) 法人等及びコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。

ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号に掲げる者でないこと。

イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

ウ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成 4 年 9 月 11 日局総第 461 号）第 2 第 1 項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが既にその停止の期間を経過していること。

エ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。

オ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(ア) 道税（個人道民税及び地方消費税を除く、以下同じ）

(イ) 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く）

(ウ) 消費税及び地方消費税

カ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く）。

(ア) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出

(イ) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出

(ウ) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

キ コンソーシアムの構成員が単独法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、この入札に参加する者でないこと。

## 3 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

### (1) 申請の時期

資格審査の申請は、令和5年11月22日から令和5年11月29日まで（日曜日及び土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

## (2) 申請書類の入手方法

資格に関する事務を担当する組織で交付する。

なお、北海道経済部ゼロカーボン推進局地球温暖化対策課のホームページ（<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/tot/170448.html>）においてダウンロードすることができる。

## (3) 申請の方法

資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

### ア 提出先の名称

北海道経済部ゼロカーボン推進局地球温暖化対策課地域脱炭素係

### イ 提出先の所在地

郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

## 4 資格審査の再申請

### (1) 再申請の事由

次に該当する者で引き続き資格を得ようとする者は、資格審査の再申請を行うことができる。

資格を有する者の当該資格に係る事業又は営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

### (2) 再申請の方法

再申請しようとする者は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

## 5 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

### (1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

### (2) 有効期間の更新

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は行わない。

## 6 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。

### (1) 2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。

### (2) 資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

## 7 資格に関する事務を担当する組織

### (1) 名称 北海道経済部ゼロカーボン推進局地球温暖化対策課地域脱炭素係

### (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

### (3) 電話番号 011-204-5190